

道路建設工事における飛来・落下災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	9~10	現場にて使用していた敷鉄板を片付ける為に小型式クレーン車（ユニック）に荷上げしていた際、フックから外れ、とっさに手を出してしまった為倒れてきた鉄板に左腕を挟まれてしまった。	63	—
2	9~10	現場にて使用していた敷鉄板を片付ける為に小型式クレーン車（ユニック）に荷上げしていた際、フックから外れ、左足が挟まれてしまった。	36	—
2	15~16	コンクリート舗装版を取り壊し、人力にて積み込みをしている時ダンプトラック（2t車）に積み込んでいたコンクリートが右手の甲に落ちてきた。	51~29	10
3	10~11	資材置場（当社）の解体作業中、重機で解体した鉄骨が足元に落下し、右足第一指粉碎骨折・第二指骨折を負った。	47~29	10
4	8~9	土木工事現場にて、クレーン機能付油圧ショベルでコンクリート柵と鎖に繋がれたグレーチングを同時に吊り上げ、4tユニック車に乗せる作業をしている際、当人がユニック車の荷台に乗って吊り上げられたコンクリートの柵に手をかけて降ろそうとしたとき鎖が切れて、グレーチングが左足の脛にあたった。	50~9	1
4	16~17	仮置場で、0.7?級バックホウをクレーン仕様で使用し、オペ1名と玉掛者と被災者（補助作業員）でトラックから荷降ろしを行っていた。オペレーターは玉掛者から荷降ろしをする合図があったのでバックホウのブームを下げたところ、吊りワイヤが滑り吊っていたU字溝のバランスが崩れた。被災者が荷振れを止めようとして、吊荷に対して左手をかざしたところ、右手を仮置き済みのU字溝の上に置いた時、	64~49	30

		静止してなかった吊荷を仮置き済みプレキャストU字溝に右手親指を挟み負傷した。		
4	14～ 15	県道拡幅工事において斜面にある木を倒す作業を行っている時に、倒した木の一部がはねて見張りをしている被災者に当たり負傷した。	48	1 ～ 9
4	16～ 17	被災者は当日自社資材置場にて、資材の片付整頓をする作業を行っていた。集水枡を移動し置こうとした際、集水枡に胴巻をしていた玉掛けワイヤーが上方に滑り、資材を支えていた被災者の足に乗り右足を負傷した。	46	10 ～ 29
4	10～ 11	トラック道新設現場に於いて、何段も石と丸太を組んで道を作ったので、足場の下から丸太に手を置いて上に上がろうとしていた所、法面にあった約30cm位の石が移動していた重機の振動で左手中指に落ちた。	60	1 ～ 9
6	13～ 14	道路改良工事現場で、KJ側溝を荷造りとして結束しているスチールバンドをバールで切った際に、KJ側溝が1枚、被災者の左足甲に倒れた。	39	50 ～ 99
6	14～ 15	鉄筋を組んでいた時、その鉄筋のL型アングルをベビーサンダーで切っていた。刃が入らなかったため安全カバーを外して作業していたところ、ベビーサンダーの刃が割れて欠片が飛び、顔が切れ、工具が跳ね返り、顎に当たった。	42	1 ～ 9
7	11～12	工事において、リチャージウェル撤去段取り作業中、定規鉄板を設置したのち、1.5?の水タンクを吊るために吊具を装着したままクレーンを6m移動した。被災者は、玉掛のために水タンクの位置に移動した。クレーン移動完了後、子フックを下げた時に、吊具が子フックから外れて落下し、被災者の右腕及び右手にぶつかった。	67	1 ～ 9
7	16～17	高所作業車による剪定作業中、切断した枝葉が、下部の落下防止柵に落下し、その跳ね返りで、5m離れた場所で清掃をしていた作業員の右ひじ上に接触した。	63	1 ～ 9
7	13～ 14	幹線水路（第1区間）維持管理等業務において、外部進入路内10m付近で、交通規制用看板の荷降ろし作業中、トラック荷台アオリを開いたときに荷が崩れ、工事看板	60	1 ～

		が滑り落ちて、右膝5cm上に衝突した。		9
7	15～ 16	一車線規制をしている中で舗装工事をしていたとき、規制用のカラーコーンに走行車両（一般通行車両）が接触した。その際、カラーコーン上部のピカピカライト（保安灯）の乾電池が飛散し、被災者の右肘に当たった。	34	1～ 9
10	10～ 11	法面で支障木の伐採中に思わぬ箇所から木が折れて、作業員の方に覆いかぶさり被災した。被災者は伐木等業務の特別教育は受講していなかった。	43	10～ 29
10	9～ 10	現場作業所の地上で、上下拡張式形状保持装置を組立中、形状保持装置の内筒部を外筒部からチェンブロックで引き出していたが、所定の位置へ引き出す前に止まってしまったため、状況を確認しようと下斜めから覗き込んだところ、内部筒に挿入していたピンが抜け落ちピンが被災者の左手に落下し受傷した。	40	10～ 29
10	8～9	鉄板の段差修正のため、バールで鉄板を持ち上げ角材を入れようとしたところ、バールがすべって鉄板が落下し、右手人差し指を挟んだ。	26	1～ 9
11	14～ 15	測量杭設置の為に、3kg程度の重さの掛矢で高さ1.5メートルの丁張杭を打ち付けている最中に、重さ約2.5kgの掛矢の頭部が柄から外れて当該従業員の左鎖骨に当たった。掛矢頭部と柄の結合部分が打ち込み作業に伴う振動により緩みが生じた為に、頭部が柄から外れてしまった。	62	1～ 9
12	9～10	土場の片付けをしていて、消火器の解体作業中、2～3m離れて同じ作業をしていた別の作業員の消火器の中身が残っていて、中身が噴射され、赤い本体の部分（高さ45cm×直径15cm、重さ11kg）が飛んで来て骨盤に当たり、負傷した。特定の現場作業ではない。（つなぎ、上着、長靴、軍手着用）	53	10～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html